附則第十二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

五　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

附則第十三項中「前項各号の」を「前項第一号から第四号までの」に改め、「遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの」の下に「及び附則第八項第八号、附則第十項第六号及び前項第五号のき線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの」を加え、「現に事業者が設置する遠隔収容装置設置局」を「現に事業者が設置する局設置遠隔収容装置設置局」に改める。

附則第十四項及び第十七項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（総務大臣による通知）

2　総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

（経過措置）

3　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4　総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5　附則第三項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成二十五年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

6　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあっては、別表第一の一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第一の二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、新規則の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。

7　前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率（現に事業者が使用している交換機関連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であって、新規則第六条第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

二　平成二十六年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額の三分の二に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

三　平成二十七年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

○総務省令第二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年　一月十六日

総務大臣　新藤　義孝

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一の表端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）の項設備区分の欄を次のように改める。

端末系伝送路設備に属する部分に限る。	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）
主配線盤	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
光ケーブル成端架	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
メタルケーブル	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
加入系光ケーブル	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
加入系電柱	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
加入系管路	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
加入系中口系管路	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの
加入系共同溝	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの